

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A Vol.1

平成31年4月1日改訂

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|--------|--|--|-----------------|
| 1 | 事業所指定 | 他市にある事業所が岡山市被保険者(住所地特例を除く)にサービス提供するためには、必ず岡山市に対する新規申請が必要か。みなし指定で済むのはどういう場合か。 | 他市町等にある事業所が住所地特例以外の岡山市被保険者に総合事業のサービスを提供していただくためには、基本的には岡山市の指定を受ける必要があり、岡山市外の事業者の方は新規申請扱い(添付書類が省略できません)になります。ただし、平成27年3月末以前に介護予防事業者の指定を受けている事業所が、現行相当サービスを提供する場合は、みなし指定の効力があります。詳しくは、「 岡山市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料 」スライド59以降をご覧ください。 | 事業者指導課 介護保険課 |
| 2 | 事業所指定 | 指定・運営基準の詳細はいつ示してもらえるのか。 | 指定・運営基準の詳細は岡山市の規則で規定する予定です。規則については、今年度中にお示ししますが、運用についてご不明な点があれば今後もQ&A等でお答えしますので、質問票でお問い合わせください。 | 事業者指導課 |
| 3 | サービス共通 | 既存事業所が生活支援サービス事業所を開設する場合、営業時間や実施地域等を同じにする必要があるか。 | 営業時間や実施地域等を事業所ごとに設定することは可能です。ただし、岡山市の総合事業は岡山市に居住する被保険者に提供していただくことになるので、岡山市内の事業所の通常の事業の実施地域は岡山市内となります。 | 事業者指導課 |
| 4 | サービス共通 | 平成29年度以降の総合事業の指定はどうなるか。 また、他市町村にある事業所が岡山市被保険者(住所地特例を除く)にサービス提供するための岡山市に対する新規申請について、事業所所在市町村では必要とされなかった項目、書類などについても岡山市の基準で用意しないといけないか。 | 平成29年度以降の指定については、毎月1日付で指定を行う予定です。その場合は、他のサービスと同様に指定前々月の月末までに申請していただくこととなります。なお、市外の事業所についても同様の取り扱いとなり、岡山市所定の書式一式が申請には必要となります。 | 事業者指導課 |
| 5 | サービス共通 | 総合事業を実施する際には、事業の目的等定款の変更が必要か。 | 総合事業を実施していただくためには、原則として定款の変更が必要です。詳しくは「 岡山市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料 」のスライド68をご覧ください。 | 事業者指導課 |
| 6 | サービス共通 | 総合事業になり、運営規程や重要事項説明書等を変更する必要があるか。 また、運営規程の変更が必要である場合、変更届の提出は必要か。 | 総合事業においても、事業の運営についての重要事項に関する規程等を定めておかねばなりません。同一事業者が複数の事業を一体的に行う場合は、運営規程等を一体的に作成していただいてもかまいません。詳しくは「 岡山市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料 」のスライド69をご覧ください。 なお、一体的に作成した場合は、関係するそれぞれの事業について運営規程の変更届の提出が必要となります。 | 事業者指導課 |
| 7 | サービス共通 | 運営に関して、「サービス利用誘導の禁止」とはどういう意味か。 | 不要なサービス利用に誘導することを目的として、チェックリストを受けさせたり、事実と異なる記入を誘導すること等による不当なサービス利用につなげる行為を禁止するものです。 | 事業者指導課 |
| 8 | サービス共通 | 生活支援サービスにおいても、正当な理由なくサービス提供の拒否は認められないか。 | 生活支援サービスにおいても、正当な理由なく、サービス提供を拒否することはできません。 正当な理由の例としては、事業所の現員が訪問介護員でないため、利用者の身体の安全が担保できない、利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である等が挙げられます。 | 事業者指導課 |

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|---------|--|--|-----------------|
| 9 | サービス共通 | 損害賠償保険に加入しているが、総合事業にも適用されるのか。 | 契約している保険会社への確認をお願いします。 なお、生活支援サービスについても、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておく等、賠償能力を有することが望ましいと考えます。 | 事業者指導課 |
| 10 | サービス共通 | 総合事業の訪問・通所サービスについて、同時期の複数事業所利用はできるのか。 | 今までの予防給付と同様に、包括報酬としており、訪問・通所それぞれについて複数事業所の併用は行えません。 なお、月途中で事業所を変更する場合は日割り請求になります。 | 事業者指導課 介護保険課 |
| 11 | サービス共通 | 介護予防通所(訪問)サービスと生活支援訪問(通所)サービスの組み合わせは可能か。 | 身体介護が必要な利用者には、介護予防サービス、必要ない利用者には生活援助サービスをご利用いただきますので、訪問と通所で別のサービスを利用することは基本的にはないと考えています。ただ、ご自宅での身体介護は必要ないが、身体機能の改善のために通所で生活支援サービスの専門的サービスを利用される場合などは、組み合わせも可能です。 | 事業者指導課 |
| 12 | サービス共通 | 月途中で他市町村へ転出となった。報酬請求はどうなるのか。 | 月の途中で、利用者が他市町村に転出する場合は、月額報酬での算定となります。 | 事業者指導課 |
| 13 | サービス共通 | 介護予防通所サービスから、生活支援通所サービスに変更する。再度、契約は必要か。 | 利用者と交わしている契約書の内容により、判断していただくこととなりますが、少なくとも、サービス内容や利用料が異なることについては、重要事項説明書等で丁寧な説明をお願いします。 | 事業者指導課 |
| 14 | サービス共通 | 介護予防通所サービスと生活支援通所サービスの指定を受けている。運営規程や重要事項説明書などは、それぞれ作成する必要があるか。 | 介護サービスも含めて、一体的な作成でも可能です。詳しくは「 岡山市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料 」のスライド69を参考にしてください。 | 事業者指導課 |
| 15 | 訪問型サービス | 管理者、訪問事業責任者、生活支援訪問介護員を兼務し、生活支援訪問サービス事業を1人で行うことは可能か。 | 管理者、訪問事業責任者、生活支援訪問介護員を合わせて常勤換算1.0人以上である要件を満たしていれば可能です。 | 事業者指導課 |
| 16 | 訪問型サービス | 管理者の専従1名という人員要件について、既存の事業所の管理者兼サービス提供責任者が、生活支援訪問サービス事業所の管理者、訪問事業責任者を兼務することは可能か。 | 既存事業所が生活支援サービスを一体的に運営する場合は管理者等の兼務は可能です。ただし、条例・規則等で定めるそれぞれの職務に支障がないよう配慮することが必要です。 | 事業者指導課 |
| 17 | 訪問型サービス | 生活支援訪問サービスの管理者は常勤でなくてもいいとのことだが、専従とはどのようなことをいうのか。 | 専従とは、原則として勤務時間帯を通して当該サービス以外の職務に従事しないことをいい、指定訪問介護事業所が第一号訪問事業所を一体的に運営する場合にあっては、同一のサービスとみなします。 | 事業者指導課 |
| 18 | 訪問型サービス | 人員要件の常勤換算について、既存の訪問介護事業所として2.5人以上、生活支援訪問サービス事業所として1人以上が必要だが、両サービス事業を実施する場合は、合計3.5人以上が必要になるか。 | 訪問介護員等を常勤換算法で2.5人以上配置しなければならないとされていますが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算法で3.5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算法で2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護と、第一号訪問事業の、双方の基準を満たすという趣旨です。 | 事業者指導課 |

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|---------|---|---|--------|
| 19 | 訪問型サービス | 常勤換算とはどのように計算するのか。 | <p>常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とし、就業規則等で定めがない場合は32時間とします。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数に換算する方法(従業者の総延べ勤務時間数が、常勤者何人分にあたるかを算出する方法)をいいます。</p> $\text{常勤換算} = \frac{\text{当該事業所の従業者の1週間の総延べ勤務時間数}}{\text{当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数}}$ | 事業者指導課 |
| 20 | 訪問型サービス | 訪問介護事業所のサービス提供責任者が生活支援訪問サービス事業の訪問事業責任者を兼務する場合、人員要件はどうか。 | 訪問介護事業所のサービス提供責任者が、生活支援訪問サービス事業所の訪問事業責任者を兼務する場合は、生活支援訪問サービスの利用者数に1/2を乗じた数を、既存事業所の利用者数に加えた数が40人又は、その端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としてください。 | 事業者指導課 |
| 21 | 訪問型サービス | 生活支援訪問サービスの訪問事業責任者の人員配置は必要数とのことであるが、目安はあるのか。 | 生活支援訪問サービスの訪問事業責任者については、利用者の数が80人又はその端数を増すごとに1人以上を配置してください。 | 事業者指導課 |
| 22 | 訪問型サービス | 生活支援訪問サービスの指定を受けるために必要な設備とはどのようなものか。 | 現行の介護予防訪問介護と同様に、手指洗浄設備、相談室(兼用可)、及び個人情報管理のための鍵付書庫等を備えていただく必要があります。 | 事業者指導課 |
| 23 | 訪問型サービス | 現時点で介護事業を行っていない場合を含めて、既存事業所の一面を生活支援訪問サービス事業所とすることは可能か。 | 現在の事業所の業種を問わず、事業運営のための必要な区画があれば可能です。 | 事業者指導課 |
| 24 | 訪問型サービス | 勤務表は各サービスごとに作成するのか。 また、勤務時間数はどのように記載すべきか。 | <p>既存事業所と兼務している場合は、各サービス(訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス)ごとに作成する必要はありません。</p> <p>また、勤務時間数は、各サービスの勤務時間を合計して記載してください。</p> | 事業者指導課 |
| 25 | 訪問型サービス | 生活支援訪問サービスにおいても、管理者や生活支援訪問介護員が訪問介護計画を作成することはできないか。 | 訪問介護計画は、訪問事業責任者に作成していただくこととなります。 | 事業者指導課 |
| 26 | 訪問型サービス | 生活支援訪問サービスで、生活支援訪問介護員として、市が定める研修修了者にサービス提供を行わせる場合、利用者へ説明する必要はあるか。 | 生活支援訪問サービス事業者としてサービス提供する際には、重要事項説明書等を用いて、事業所の概要、従業者の体制、サービス内容・利用料等を説明していただく必要があります。 | 事業者指導課 |
| 27 | 訪問型サービス | 市が定める研修を受講するにはどうすればいいか。 | 生活支援訪問サービスを提供するために、無資格者が受講すべき研修について当面は市が委託等で実施します。今年度実施分については、11月末頃までに岡山市保健福祉局高齢者福祉課及び事業者指導課などのホームページでお知らせします。 | 事業者指導課 |

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|---------|---|--|--------|
| 28 | 訪問型サービス | 生活支援訪問サービスを提供しているときに身体介護が必要になった場合、どうすればよいか。 | 身体介護が必要な利用者には、介護予防訪問サービスをご利用いただけます。生活支援訪問サービスご利用の方に身体介護が必要となった場合は、事前にケアマネージャー等に相談し、ケアプランを変更したうえで提供できる事業所を選択する必要があります。 なお、途中でケアプランを変更した場合は、日割りで請求していただくことを想定しています。 | 事業者指導課 |
| 29 | 訪問型サービス | 生活支援訪問サービス事業所に複数の訪問事業責任者がいる場合、全ての訪問事業責任者が上級資格を有していなければ上級資格責任者配置加算は算定できないのか。 | 生活支援訪問サービス事業所に1人でも上級資格を有する訪問事業責任者を配置すれば、加算は算定可能です。 ただし、この場合、上級資格責任者が他の訪問事業責任者の業務を監督等することが必要です。 | 事業者指導課 |
| 30 | 訪問型サービス | 訪問介護の集合住宅の減算について、事業所の同一の若しくは隣接の敷地内の建物以外の、20人以上居住する建物に係る減算は、具体的にどのように計算するのか。 | (介護予防)訪問介護と介護予防訪問サービスの利用者は合算しますが、生活支援訪問サービスは別に計算することになります。 (例) (介護予防)訪問介護、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービスを行う事業所で、それぞれの利用者数が次の場合 ①(介護予防)訪問介護と介護予防訪問サービスの利用者の合計が15人 ②生活支援訪問サービスの利用者が25人 ⇒ ①は、利用者の合計が20人に満たないため、減算適用なし ②は、利用者の合計が20人以上のため、減算適用 | 事業者指導課 |
| 31 | 通所型サービス | 介護予防通所サービスと生活支援通所サービスを同一建物であっても別の区画で行う場合は、職員の配置は個々に必要なのか。 | 別の区画で行う場合は、事業所ごとに職員配置が必要です。ただし、同一敷地の場合は、それぞれの業務に支障がない範囲であれば管理業務の兼務は可能です。 | 事業者指導課 |
| 32 | 通所型サービス | 介護予防サービスの管理者と機能訓練指導員の兼務と生活支援サービスの管理者兼運動指導員を兼ねることができるか。 | 同一場所で、一体的に実施する場合は可能です。 | 事業者指導課 |
| 33 | 通所型サービス | 同一事業所内で別指定を受ける予定。本体施設の管理者兼生活相談員をしているが、生活支援通所サービス事業所の管理者の兼務は可能か。 | 可能です。ただし、直接処遇を行う、運動指導員、介護職員との兼務を行うことはできません。 | 事業者指導課 |
| 34 | 通所型サービス | 管理者は、同一敷地内の他の管理者との兼務は可能か。 | 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合は兼務が可能です。ただし、入所者等に直接サービスを提供する業務との兼務は認められません。 | 事業者指導課 |
| 35 | 通所型サービス | 一体的運営を行う予定であるが、管理者は別の者でもよいか。 | 同一の場所で一体的に運営を行う場合は、同一の管理者で一体的な運営を行う必要があり認められません。 同一建物内の別の場所で指定を受ける場合は、管理者は同一の者である必要はありません。 | 事業者指導課 |

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|---------|--|---|--------|
| 36 | 通所型サービス | 静養スペースとは、どの程度のものをいうのか。 | 遮蔽物の設置等により安静に静養が行われるよう配慮されていることが必要です。ただし、使用を前提としているため、機能訓練室の面積には含めることはできません。 | 事業者指導課 |
| 37 | 通所型サービス | 生活支援通所サービスの設備で留意しなければならないことはあるか。 | 生活支援通所サービスの設備については、現行の介護予防サービスと同様に要支援者等使用しやすいものにすることが必要であり、使用する建物等の構造等にもよりますが、手すりや段差の解消は必要であると考えます。 | 事業者指導課 |
| 38 | 通所型サービス | 機能訓練室に静養スペースを設ける予定であるが、面積に含めることができるのか。普段は折りたたみベッドや稼働パーテーションは倉庫に収納し機能訓練を行えるスペースは確保している。 | 静養を行うことを想定して確保する静養スペースは、収納等の有無にかかわらず機能訓練室の面積に含むことはできません。 | 事業者指導課 |
| 39 | 通所型サービス | 事務室は他の事業の事務室との兼用は可能か。 | 可能ですが個人情報の管理には十分な配慮が必要です。 | 事業者指導課 |
| 40 | 通所型サービス | 生活支援通所サービスの提供時間中に、事業所の職員がサービス担当者会議に出席する場合、参加する職種や人員基準上の注意点はあるか。 | サービス担当者会議への出席者を除き、人員基準で定める運動指導員及び介護職員の配置が必要です。サービス担当者会議に出席する職種の指定はありません。 また、一体的に運営する事業所の相談員を緩和型通所サービス事業所の相談員として登録して、サービス担当者会議に出席することは可能です。 | 事業者指導課 |
| 41 | 通所型サービス | 現在、午前・午後の2単位制で3時間のサービス提供をしているが、今後は生活支援サービスとしての提供を行わなければならないのか。 | 短時間のサービス提供であっても、利用者のニーズに応じた専門性の高いサービス提供の場合は介護予防サービスとしますが、その要件としては、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算を取得する体制を整備し、届出を行っている場合とします。 | 事業者指導課 |
| 42 | 通所型サービス | 運動プログラムの提供時間とサービス提供時間の関係は。 | 生活支援通所サービスは、短時間サービスですので、提供時間は2時間以上から3時間を超える程度までとします。そのサービス提供時間の中で30分程度の運動的プログラムを実施し、残りの時間はそれぞれの事業所のサービスを提供していただくこととなります。 | 事業者指導課 |
| 43 | 通所型サービス | 提供時間は2時間以上とのことだが、送迎時間を含めてよいか。 | サービス提供時間には送迎時間は含まれません。 | 事業者指導課 |
| 44 | 通所型サービス | 提供時間は2～3時間とあるが明確な時間数はあるのか。 | 本人の状態等を判断しケアプランにより時間設定を行うこととなりますが、最低でも2時間以上のサービスの位置づけがないと請求はできません。利用時間の上限は3時間台までで、それ以上の利用が必要な場合は介護予防通所が適切であると考えます。 | 事業者指導課 |
| 45 | 通所型サービス | 体調不良等の利用により30分の運動プログラムが実施できなかった。サービス提供は予定どおり2時間30分行ったが報酬の請求は可能か。 | 体調不良等により、30分の運動プログラムが実施できない場合でも、ケアプランに位置付けられた提供時間でのサービス提供が行われているのであれば報酬の請求は可能です。 事前に運動プログラムの実施が行えないことがわかっている場合は利用日の変更などの対応が望ましいと考えられます。 | 事業者指導課 |

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|---------|--|---|--------|
| 46 | サービス共通 | 週1回、2回程度の利用とあるが、週2回の隔週利用や利用日の変更等により利用回数が増減した場合の取扱いは。 | ケアプランで週2回の位置付けがあれば、週2回程度の区分となります。キャンセル等により一時的に週1回または2回利用になった場合も、当初のケアプランの単価(月額包括報酬)での請求となります。 | 事業者指導課 |
| 47 | 通所型サービス | 週1回程度とあるが、週2回の利用は認められないのか。 | 生活支援通所サービスについても、現行の予防給付と同様に、ケアマネジメントで「週1回程度利用」「週2回程度利用」の位置づけは行いますが、包括報酬の中で週当たりの利用回数を変更することは可能です。 | 事業者指導課 |
| 48 | 通所型サービス | 生活支援通所サービスは、食事や入浴を行ってもよいのか。 | ケアプランに位置付けられた時間の範囲内で必要と認められれば、食事や入浴サービスの提供を行うことは可能です。 | 事業者指導課 |
| 49 | 通所型サービス | サービスの提供に際し最低限とらないといけない記録は。 | サービスを提供した時間、送迎方法、運動プログラムの実施時間・内容等のサービス提供の内容及び報酬の算定の根拠となる記録は必要です。 | 事業者指導課 |
| 50 | 通所型サービス | 現在、15人定員の指定を受けている事業所が、同一建物内の別の場所で10人定員の生活支援通所サービス指定を受けた場合は、地域密着型通所介護のままなのか、それとも、通所介護になってしまうのか。 | 生活支援通所サービスを単独で指定を受けている場合は、同時に提供を受けることができる利用者数の数の上限に含まれませんので、15人定員の地域密着型通所介護事業所となります。 | 事業者指導課 |
| 51 | 通所型サービス | 介護サービス等利用者と生活支援訪問の送迎を同時に行っているのか。 | 同一建物内で一体的に運営されている場合は、同時に送迎を行うことは可能です。 | 事業者指導課 |
| 52 | 通所型サービス | 生活支援通所サービスの利用者が通所介護・予防通所の送迎時刻にあわせるため、事業所が支援を提供しない状況で事業所に滞在することは可能か。 | ケアプランに位置付けられた時間でサービス提供を行うべきであり、原則、認められません。サービス提供が終了した場合は、速やかに送迎を実施してください。 | 事業者指導課 |
| 53 | 通所型サービス | 事業所が休みである土曜・日曜を利用して生活支援通所を行いたい。指定等の扱いはどうなるのか。 | 既存事業所と一体的な運用でないため、新規指定扱いとなります。既存事業所とは別に職員の配置等が必要になります。 | 事業者指導課 |
| 54 | 通所型サービス | 店舗や自宅等を利用しての生活支援通所サービスの指定は可能か。 | 指定を受ける設備等については、専ら当該指定生活支援通所サービスの事業の用に供するものでなければなりません。居住を行いながらの事業や他の事業との同時並行的な利用で指定を受けることはできません。 | 事業者指導課 |
| 55 | 通所型サービス | 事業所規模の計算を行う際に生活支援型の計算方法は。 | 生活支援通所サービスの利用者は事業所規模の計算には含まれません。 | 事業者指導課 |
| 56 | 通所型サービス | 人員基準欠如減算が適用となった場合に算定できない加算は。 | 介護予防通所サービスについては、従来の介護予防通所介護と同様の取扱いとなる。生活支援通所サービスについては、有資格管理者配置加算は算定できないこととする予定です。 | 事業者指導課 |
| 57 | 通所型サービス | 事業所評価加算は初年度は算定できるのか。 | 介護予防サービスの事業所評価加算は、現行の介護予防通所介護の算定要件のままに前年度実績をもとに算定可能です。生活支援サービスの事業所評価加算については、初年度からの運用は行いません。運用開始の際にはお知らせします。 | 事業者指導課 |

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|----------|--|--|------------------|
| 58 | 通所型サービス | 送迎加算について車で送迎とあるが、徒歩による送迎を行った場合は算定できないのか。 | 利用者の心身の状況、家族等の状況から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、送迎車により利用者の居宅まで送迎する場合について算定が可能です。 | 事業者指導課 |
| 59 | 通所型サービス | 事業所全体の割合では算定要件である勤続年数3年以上の占める割合を満たさないが、生活通所サービスを提供する職員を特定してサービス提供を行うことで要件を満たすがそのような運用での加算算定は可能か。 | 勤続年数の長い職員の配置が行われている事業所を評価する加算であり、一体的に運営している場合の職員の割合については、事業所全体の職員の割合で計算してください。 | 事業者指導課 |
| 60 | 通所型サービス | 対象職員について、生活支援通所で配置を求めている、生活相談員・看護職員・機能訓練指導員も職員の割合に含めるのか。 | 勤続年数の長い職員の配置が行われている事業所を評価する加算であり、一体的に運営している場合の職員の割合については、事業所全体の職員の割合で計算します。行われている事業所を評価する加算であり、職員の割合の計算方法については、生活支援通所に配置基準のない職員についても計算方法に含めます。 | 事業者指導課 |
| 61 | 通所型サービス | 有資格管理者配置加算を算定するにあたっての必要配置時間は。 | 有資格の管理者を配置し運営を行う事業所を評価する加算であり、サービス提供時間を通じての配置までを求めるものではありません。 | 事業者指導課 |
| 62 | 通所型サービス | 機能回復支援加算を算定するにあたっての運動指導員の配置時間は。 | 有資格者の運動指導員を配置し運営を行う事業所を評価する加算であり、サービス提供時間を通じての配置や運動プログラムの直接の実施までを求めるものではありません。 | 事業者指導課 |
| 63 | 通所型サービス | 管理者が運動指導員を兼務する場合、有資格管理者配置加算と機能回復支援加算を算定することは可能か。 | 管理者が運動指導員を兼ねる場合は、有資格管理者配置評価加算と機能回復支援加算の二つを同時に算定することはできません。 | 事業者指導課 |
| 64 | 通所型サービス | 算定要件よりグループ要件を削除とあるが、グループで行うことは可能か。 | 可能です。 | 事業者指導課 |
| 65 | ケアマネジメント | 市外の事業所であるが、岡山市の利用者が数名おられる。移行後は、ケアマネ等の判断で、生活支援型の利用になる可能性もあるのか。 | 移行後の利用サービスはケアマネジメントの過程により決定することになります。適正なケアマネジメントを行った結果、現在の利用者が生活支援型の利用になることも想定されます。ケアマネジメントの過程にはサービス担当者会議も含まれており、そこでのサービス提供事業者の意見も判断材料とされることになります。 | 高齢者福祉課 事業者指導課 |
| 66 | ケアマネジメント | 介護予防訪問介護や介護予防通所のサービスを利用している人が、総合事業のサービスに移行する場合、ケアプランの変更が必要なのか。 | 通常はプラン変更の必要なケースに該当しますが、平成29年3月31日までに要支援認定を受けて、現在の予防訪問介護、予防通所介護を利用していた人が、予防訪問サービス、予防通所サービスを利用する場合は、プラン変更する必要はありません。この場合、平成28年度から引き続いての認定期間内は、予防訪問介護、予防通所介護のコードで請求してください。 なお、生活支援サービスを利用される場合は、サービス内容や負担金額が変わるので、プラン変更に伴う一定の手続きが必要です。 | 高齢者福祉課 事業者指導課 |

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|----------|--|---|------------------|
| 67 | ケアマネジメント | 生活支援型サービスでもプラン変更時のアセスメント、サービス担当者会議の開催等の一連の作業は必要か。 | 総合事業における介護予防ケアマネジメントも、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるように支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づいて行うことが必要です。 | 高齢者福祉課 事業者指導課 |
| 68 | ケアマネジメント | 生活支援訪問サービスの指定を受ける予定はないが、現在契約している生活援助のみの利用者はどうなるのか。 | 生活支援サービスは指定事業者による提供を想定しているため、指定を受けない場合はサービス提供できません。適切なケアマネジメントによる適切なサービスの導入という観点から、ケアマネジャーによるアセスメントの結果、生活支援サービスが望ましい利用者は、指定を受けている他の事業者を利用していただくことになって考えています。 | 事業者指導課 |
| 69 | サービス利用 | 市外の利用者にも通ってもらっている。総合事業が始まったら、今まで通りサービス提供できるのか。 保険者:他市町村 住民票:他市町村 事業所所在地:岡山市 | 住所地特例者を除き、他市町村の被保険者が岡山市の総合事業サービスを利用することはできません。 他市町村(保険者市町村)の総合事業サービスを提供しようとする場合は、総合事業の実施方法や手続きについては各保険者市町村で取り扱いが異なりますので、それぞれの保険者にご確認ください。 | 介護保険課 事業者指導課 |
| 70 | サービス利用 | 岡山市の利用者にも通ってもらっている。総合事業が始まったら、今まで通りサービス提供できるのか。 保険者:岡山市 住民票:岡山市 事業所所在地:他市町村 | 岡山市の被保険者が利用している隣接市町の事業所からは、申請があれば総合事業の事業者として指定する方針です。岡山市の指定を受けたいと、岡山市の総合事業サービスを実施し、岡山市のサービスコードで請求をおこなっていただくこととなります。指定については、「岡山市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料」スライド59以降をご覧ください。 | 介護保険課 事業者指導課 |
| 71 | サービス利用 | 他市町村の利用者を岡山市の総合事業で受けることは可能か。 保険者:他市町村 住民票:岡山市 事業所所在地:岡山市 (他市町村住所地特例者) | 岡山市に住民票を置く住所地特例者については、岡山市の総合事業サービスを実施し、岡山市のサービスコードで請求を行ってください。 | 介護保険課 事業者指導課 |
| 72 | サービス利用 | 生活支援サービスのみ指定を受け、サービスを提供していたが、区分変更や要介護認定の申請により、要介護となった。介護保険の指定は受けていないが請求はどうすればよいのか。 | 介護給付の事業者指定を受けていない場合は、介護保険サービスの提供はできないため、介護報酬の請求もできません。介護給付の指定を受けていない事業所のご利用者が区分変更等の申請を行う場合は、認定結果が「要介護」となった場合、申請日に遡って介護給付が行えない可能性もあるので、事前にご利用者やケアマネジャー等と十分協議してください。 | 介護保険課 |
| 73 | サービス利用 | 40～64歳の16特定疾病の方も、要支援相当であれば、新総合事業は65歳以上の人と同様の手続きで利用できるか。 | 40～64歳の第2号被保険者の方は、要支援1、2の認定を受ければ総合事業のサービスが利用できます。 | 介護保険課 |
| 74 | サービス利用 | 40～64歳の16特定疾病の方も、「事業対象者」になることができるか。 | 40～64歳の第2号被保険者の方は、基本チェックリストの実施による「事業対象者」になることはできません。 | 介護保険課 |

| 項番 | 区分 | 質問 | 回答 | 担当課 |
|----|--------|--|---|--|
| 75 | サービス利用 | 自己負担分などに対する生活保護(介護扶助費)の適用はあるのか。 | 公費負担制度については、国のガイドラインに沿った適用がなされず、生活保護の介護扶助費については、予防訪問サービス、予防通所サービス(現行相当)及び生活支援サービス(緩和型)について適用されます。 | 介護保険課 |
| 76 | サービス利用 | 自己負担分などに対する原子爆弾被爆者の適用はあるのか。 | 公費負担制度については、国のガイドラインに沿った適用がなされず、原子爆弾被爆者については、予防訪問サービス、予防通所サービス(現行相当)は適用されませんが、生活支援サービス(緩和型)については適用されません。 | 介護保険課 |
| 77 | サービス利用 | 障害者自立支援のサービスと総合事業などの適用の優先順は今の介護保険との関係を引き継ぐ(介護保険と同じ)か。 | 介護保険と同様に基本的には地域支援事業が優先されます。ただし、障害者の心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であり、地域支援事業を一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する地域支援事業を特定し、一律に地域支援事業を優先的に利用するものとはしないとされています。このことから、介護保険サービスや地域支援事業の利用を検討した結果、これらのサービスのみでは十分な支援が受けられない場合で、障害福祉サービスの利用を希望される場合には、必要となる支援について各福祉事務所、保健センター等にご相談ください。 | 障害福祉課 |
| 78 | サービス利用 | 自己負担1割、2割はあるのか、それは介護保険給付と同じ所得や収入の基準になるのか。 | 介護給付と同じ所得や収入の基準になります。なお、ご利用者の負担割合については、負担割合証にてお知らせします。 | 介護保険課 |
| 79 | サービス利用 | 保険料の滞納等により給付制限を受けている利用者は、総合事業のサービスを利用する際にも同様に制限を受けるのか。 | 総合事業のサービスについては当面の間、給付制限をもうける予定はありません。なお、予防給付のサービスと総合事業のサービスの併給の場合は、予防給付には給付制限がかかります。 | 介護保険課 |
| 80 | その他 | 倉敷市は、通所で短期集中予防サービスを実施すると言っていた。岡山市は、岡山市がやっているところでは認めないとホームページに掲載されていた。その認識で良いか。 | ホームページに掲載している資料は、「岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業について(事業実施に関する指針)」のことだと思われませんが、その14ページに、現在は、岡山市ふれあい介護予防センター事業として、このような短期集中予防型の事業を実施していると記載しております。現在、この事業を、より効果的・効率的な事業となるよう検証中であり、平成29年度の事業をどうするかについては、決まり次第、お知らせします。 | 高齢者福祉課 |
| 81 | その他 | 岡山市において、将来的にサービスB(住民によるサービス)にシフトして、事業所が提供するサービスを減少させていくようなことは考えているのか。 | 事業所による専門的なサービスが必要な方には引き続き、事業所によるサービスを受けていただくことを想定しており、その部分を住民に委ねる予定はありません。 | 高齢者福祉課 |
| 82 | その他 | 今後、総合事業サービスの内容を改正する予定はあるのか。介護保険制度と同様3年毎となるのか。 | 介護保険制度と同様に事業計画策定期の3年毎になるかどうかは未定です。なお、運営をしていくうえで生じる課題などについて適切に対応していくことは必要であると考えています。 | 地域包括ケア推進課 高齢者福祉課 介護保険課 事業者指導課 |